

第15回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和5年7月2日(月) 午後1時30分 ～ 午後3時30分

2、開催場所 鹿島市役所5階大会議室

3、出席委員 11名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 9番 三原 一義 委員 10番 藤家 豊次郎 委員

②第2 報告第35号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第73号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転等許可申請承認について
 議案第74号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
 議案第75号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更申請承認について
 議案第76号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第77号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請承認について
 議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主 査	田中 荘子	書 記	藤家 駿介

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	×	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
新方・湯ノ峰・庄金・南舟津・野畠・北舟津・中町・八宿・浜新町	小池 安則
飯田	木原 力人
犬王袋・小舟津・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	森田 英男
大村方・下古枝・久保山	松尾 正彦
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平	野中 重人

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今より第14回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。</p> <p>総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、3番委員の欠席と11名の出席を確認。)本日の出席は11名であります。定足数に達しております。</p> <p>次に議事録署名人の指名を致します。9番三原委員と10番藤家委員とにお願い致します。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。</p> <p>1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願い致します。</p> <p>2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。</p> <p>3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。</p> <p>4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしく申し上げます。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>改めまして皆さんこんにちは。梅雨が本格的になってきて、鹿島市も災害対策本部が設置されまして、急遽会場を新世紀センターからここに変更することになりました。大事に至らなければいいと思っておりますけれども、数年前の災害で市内のあちこちの田畑について工事が終わるか終わらない感じでここ1年、ずっと災害のしわ寄せがあつている状況です。今年もそういうことがないことを祈っている次第でございます。</p> <p>田植えも終わり一段落した所でございますけれども、来週非常に雨が強く、以前と違って温暖化の傾向で天候が頻繁に変わっておりますので、改めて皆様方にも注意をお願いしたいという風に思っております。</p> <p>今日は案件的には議案6件と報告1件になります。こういう天気模様もありますので、スムーズに会議を進めて、早めに終われるようご協力申し上げます。内容的にはですね、ここに来ましてあちこちから野菜を作ったり、薬草を作ったりという新事業の話が入ってきております。ただ、面積的に荒廃園対策だと思っておりますけれども、面積の方が1町2町の話ではなくて5町ないかといった話でございまして、基本的にまとまってという話にはなっておりませんが、改めて今日最後に皆さんご案内いたしますので、皆様方どこか荒れたところなどあればご紹介をいただきたいと思っております。</p> <p>今週トゥルーバの仔牛もようやく産まれて進められているところでございますけれども、なかなか仔牛がここのところ安い価格で移っておりますので、これも大変という形で話があつており、七開部落との報告会を5日に開催いたしますので私と事務局、それから農水のほうで対応したいと思います、よろしく申し上げます。</p> <p>そして先週でございますが、国会が終わって以前から荒廃園対策を決めた中で、皆様方と荒れ地を山に戻す運動を太良岳パイロットさんや森林組合あたりと進めていきたいと話しておりました。</p> <p>山下参議院議員が現在参議員の農水委員長を仰せつかつておられまして、農水委員長</p>

	<p>といたしますと以前大塚清次郎さんがされたということで、若い年齢で委員長をされるのは珍しいですが、ぜひ荒廃園を見させてくださいということもありまして、太良岳パイロットのみかんの施設も古くなってですね、補修をしなければならないという話が出ておりますので、来ていただいて太良岳パイロットそれから現地の視察までしていただいてですね、合わせて農業委員会との方とも情報交換という形で武雄・嬉野・太良、そういったところで話し合いをしたところでございます。何かあったら是非、今予算がなかなかコロナ対策等色んなことで厳しい状況ではありますけれども、対応できるように進めていきたいと思っております。</p> <p>いずれにしても、一番問題となっている人農地プラン、この辺も農水だけではできないということで農業委員会も一緒になって進めていきたいと思っておりますし、そういう意味では熱い中ではございますけれども来月にいよいよ農地パトロールを皆様方をお願いしたいと思っておりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。</p> <p>それでは早速でございますけれども、議案に移っていきますのでよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>議案説明資料 1 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 35 号農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について説明します。今回の解約件数は記載の通り 5 件で、筆数は 9 筆、合計面積は 19,574 平米となっております。</p> <p>内訳は、田が 8 筆、14,180 平米、畑が 1 筆、5,394 平米となっております。</p> <p>解約事由は、すべて双方合意によるもので借人変更のためが 3 件、あっせんのためが 1 件、売却のためが 1 件となっております。解約事由別に詳しく説明しますと、「借人変更のため」の 3 件は全部新しい借人が決まっており、この後の議案第 78 号に新しい借人のお名前が上がっております。「あっせんのため」となっている 2 番は、翌月の総会議案で計上予定です。「売却のため」となっている 3 番は、この後の議案第 73 号の 3 番で、5 条転用としてお諮りします。</p> <p>報告第 35 号の説明は、以上です。</p>
議長	<p>解約報告でございますけれども、局長も説明しましたように、双方合意という形でございますし、借人あたりも決まっておりますので問題ないかと思っております、よろしいですか？</p>
委員全員	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案に移ります。第 73 号 5 条の所有権移転許可申請についてです。事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 73 号について説明します。</p> <p>議案説明資料は 2 ページ、位置図は 1 ページ、本日配布の資料は 1 ページをご覧ください。</p> <p>1 番について説明します。土地の所在は、大字●●字●●●●番●●の 1 筆でございます。登記地目、現況地目は田となっております。面積は、291 平米です。</p> <p>譲受人は、●●区の●●●●さんで 41 歳の方です。譲渡人は、●●区の●●●●さん 65 歳の方です。</p> <p>転用の目的は一般住宅となっており、施設の概要は居宅 68.93 平米、3 台分の駐車場 48.00 平米、庭・家庭菜園 62.50 平米、通路 111.57 平米となっております。</p> <p>農地区分は 3 種農地で、用途区域内となっております。周囲の状況ですが、東は田、西は宅地、南は田、北は市道となっております。関係機関との協議はありで、その条件はありません。また、公共下水道区域内となっております。</p> <p>1 番の説明は以上となります。</p>
議長	<p>それでは、1 番でございますけれども、藤家委員現地確認の報告を。</p>
●番委員	<p>ここは●●●地区でございます。本日配布の資料 1 ページをご覧ください。(図面で説明)</p> <p>説明は以上です。水関係についても問題はないかと思っております。よろしく申し上げます。</p>

議長	はい、ありがとうございました。森田さん何かございますか？
森田推進委員	藤家委員の説明の通りです、特にございません。
議長	何か皆様方からございますか？よろしいですか？なければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。 それでは2番の説明をお願いします。
事務局	議案説明資料は同じく2ページ、位置図は2ページ、本日配布の資料も2ページになります。 土地の所在は、大字●●●字●●●番と●●●番の2筆でございます。登記地目、現況地目は、共に畑となっています。面積は、216平米と31平米で、合計247平米となっています。 譲受人は、●●●の●●●●●さん、●●●です。譲渡人は、●●●区の●●●●●さん67歳と、●●●区の●●●●●さん73歳の方です。 転用の目的は、公民館となっています。施設の概要は、公民館1棟134.15平米、7台分の駐車場126.00平米、通路その他377.34平米となっています。農地区分は3種農地で、用途区域内となっています。周囲の状況ですが、東は畑、西は宅地、南は公園、北は市道となっています。関係機関との協議はありで、その条件等はございません。公共下水道区域内となっています。同時利用地として、東側に4750番1ほかで390.49平米があります。 2番の説明は以上となります。
議長	それでは同じく●●委員、現地確認の報告を。
●番委員	この案件については、●●●の公民館が現在ありますけれども、●●●が家がどんどん建っており、公民館の土地が足りないということで公民館の増築として計画を出されております。 先程あった申請地の2番の畑ですね、●●●番と●●●番、ここを●●●が買って、今ある公民館を壊して駐車場にして、奥の方に公民館を作るということであります。裏の方は同時利用地となっていますが、墓か土地かわからないような感じです。
議長	ここの所有者は誰になるのですか？
事務局	所有者は●●●区となっています。
議長	●●●区のお寺のものではないのですか？
事務局	農家台帳の地図では、●●●区所有となっています。
議長	分かりました。●●さん、何かございますか？
●●推進委員	特にございません。
議長	墓地のところに建物が図面上では食い込んでいますが、これは良いのですか？よろしければ説明をお願いします。
事務局	そうですね、図面を見る限り墓地にある程度かかるとおもいます。建物を墓地に建てても良いかについてはまだ確認がとれておりません。
議長	分かりました。とりあえず皆様方から、何かございますか？ 見る限りでは、駐車場もなく他に土地もないということですので、現在の公民館を少し西側にずらす話ですから、畑などには問題はないかとおもいます。 しかし、墓地に行く手前にお地藏さんの祠もありますよね？
2番委員	墓地は農地には当たらないのですよね？
事務局	はい。墓地は地目的にも墓地となります。区の土地となります。
議長	墓地は雑種地でなく、地目も墓地となるのですね。墓地に建物を建てる際、宅地に変える必要などはあるのですか？行政書士の方に確認をお願いしたいです。
事務局	分かりました、確認を取ってみます。
議長	とりあえず、何かございますか？●●委員、どうぞ。

●番委員	墓地は墓石があると仰いましたが、その墓の持ち主などは関係ないのですか？
事務局	墓石自体が集めて仮置きしたようなものが多く、ほとんど無縁墓地のような感じで横になったりしている状況です。
議長	建てる時にその辺の撤去をするのかも確認をしたいので、一旦後回しとしましょう。
事務局	<p>それでは3番の説明に移りたいと思います。</p> <p>議案説明資料は同じく2ページ、位置図が3ページ、本日配布の資料は3ページをご覧ください。この案件は、先程の報告第35号の解約報告第3番にありました案件の売却になります。</p> <p>土地の所在は、●●字●●甲●●●番●●でございます。登記地目、現況地目は、田となっています。面積は、62平米です。</p> <p>譲受人は、申請地に隣接する株式会社●●●代表取締役●●●●さんです。譲渡人は、●●区の●●●●さん76歳の方です。</p> <p>転用の目的は、駐車場及び資材置場となっています。施設の概要は、駐車場30平米、資材置場32平米となっています。</p> <p>農地区分は、2種農地です。周囲の状況ですが、東は田、西は宅地、南は道路、北は道路となっています。関係機関との協議書はありで、その条件等はありません。</p> <p>3番の説明は以上となります。</p>
議長	大町委員、現地確認の報告をお願いします。
8番委員	ここの●●●さんの事務所の表の方は駐車場が3台ほど置かれていますが、裏の方に駐車場や資材置場が足りないということで、申請をされています。特段問題はないかと思いません、よろしくお願いします。
議長	小池さん、何か補足等ございますか？
小池推進委員	現地を確認した所、田としては成り立たないような状況でした。
議長	仕方ないという感じですかね。
議長	ちょっと私からですが、もともとあそこは田から畑に、バイパス工事の時になされていたのですか？
●番委員	以前は●●さんが作られていたのではと思いますが、だいぶ荒れた状況なので定かではないです。
議長	そこについての確認をお願いしておきたいです。小池さん、●●●●さんはご存命なのですか？
小池推進委員	はい、先日の現地確認に同行していただきました。
議長	<p>分かりました。狭い土地でもありますし、現況からするとどうにもならないのでとりあえず採決を取ります。</p> <p>そして委員会としては、埋立の時期はいつか、以前の耕作者は本当にちゃんと作っていたのか、そういったところが定かでなければはっきりさせておく必要があります。形状変更などもしてもらったりしているわけですから。</p> <p>採決は取りますけれども、今言ったところの確認をよろしくお願いします。賛成の方。(全員賛成)</p>
8番委員	今あったところについては、確認を取っておきます。
事務局	先程の墓地の件について確認が取れたので、説明をよろしいでしょうか。
議長	はい、お願いします。
事務局	<p>墓地の墓石ですけども、すべて魂抜き、その他手続きとってあり今現在使われている墓石はなく、全部撤去することです。</p> <p>墓地への建物の建設も問題ないそうです。</p>
議長	分かりましたかね。整理すると、墓地については区が所有であり、今回墓石については工事で撤去、それから一部かかっても問題のないということでもあります、よろしければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)

	<p>それでは次の議案に移ります。議案74号、5条の賃貸借権設定許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案説明資料3ページ、4ページ、本日配布の資料4ページをご覧ください。議案第74号農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてです。</p> <p>申し訳ございません、議案説明資料の訂正をお願いします。土地の所在ですが、●●●●●甲●●●●●と記載していますが、ここは分筆がされておりますので、●●●●●-●●●●●に訂正をお願いします。登記面積の欄で、「410.92平米のうち330.00平米」と記載していますが、正しくは、「615.00平米のうち330.00平米」です。「410.92」を「615.00」に修正をお願いします。この案件は、昨年令和4年7月の定例会で、議案第12号で、露天資材置き場として賃貸借権が承認された場所になります。今回申請者が異なるため、新たな申請という形になっております。</p> <p>土地の所在は、●●字●●甲●●●●●番でございます。登記地目、現況地目は畑となっております。面積は、登記面積615平米のうち330平米となります。</p> <p>借受人は、●●区の株式会社●●●●●代表取締役●●●●●さんです。貸出人は、●●●●●区の●●●●●さん67歳の方です。</p> <p>転用の目的は、現場事務所及び資材置場となっております。施設の概要は、1棟の現場事務所10平米、駐車場150平米、資材置場165平米、倉庫・トイレ・その他5平米となっております。</p> <p>農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路、西は山林、南は宅地、北は宅地となっております。関係機関との協議書はありで、その条件はありません。</p> <p>今回の申請は、転用着手と申請が同時期となり、始末書が添付されています。</p> <p>1番の説明は以上となります。</p>
議長	始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	はい、農業委員会として以前に許可をした案件でありまして、借主が変わるという形でございますので特段問題はないかと思えます。三原委員、何かございますか？
9番委員	特にございません。
議長	松尾さん、何かございますか？
松尾推進委員	少し説明を致します。(図面で説明)
議長	<p>分かりました。特に問題はないですね。皆様から他に何かなければ、採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)</p> <p>ありがとうございました。それでは次に移っていきます。5条の事業計画変更申請承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは1番について説明します。議案説明資料4ページ、位置図は5ページ、本日配布の資料は5ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、令和4年11月の総会で審議承認しまして、その後県から転用許可が出ています。当初の転用計画は、●●●●●さん1名による「7進入路及び駐車場」の転用申請でありました。今回の変更の内容は、対象地は変わりませんが、「●●●●●さんが進入路のみ」と縮小し、隣接者(●●●●●さん)が分筆した一部を「駐車場」として利用するため、転用計画を変更するものであります。</p> <p>土地の所在は、大字●●●●●字●●●●●番●●と●●●●●番●●の2筆でございます。登記地目、現況地目はすべて畑で、登記面積は、39平米と89平米で合計128平米となっております。農地区分は2筆とも3種農地で、用途区域内となっております。</p> <p>変更前の事業計画に従った実施状況は、「進入路及び駐車場の造成」となっております。</p> <p>申請人は、●●●●●番●●は●●●●●区の●●●●●さん、●●●●●番●●は●●●●●区の●●●●●さんとなっております。</p> <p>変更後の事業計画は、●●●●●さんの申請が「進入路」、●●●●●さんの申請が、「駐</p>

	<p>車場」となっています。</p> <p>周囲の状況は、両筆ともに東が雑種地、西が宅地、南が道路、北が畑となっています。関係機関との協議書はありで、その条件はありません。都市計画の用途区域で、公共下水道区域となっています。</p> <p>●●●●番●は、●●●●番●からの分筆となっています。</p> <p>当初、県からの5条転用許可番号は、令和4年11月25日付け4農漁第5～4389号となります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	事業計画の変更ということで、とりあえず藤家委員説明の方をお願いします。
10番委員	●●さんの進入路の一部を●●さんにとのことですが、当初は全部●●さんが利用という話でしたよね？
事務局	そうですね。当初は全て●●さんの申請で、駐車場及び進入路ということで転用許可が出ております。それで今回、全部ではなくて良いので半分●●さんが進入路として使い、もう半分を隣の●●さんに譲り渡して●●さんが駐車場として使用するということです。
10番委員	この図の●●さんのお宅が、●●さんのお宅ということですよね？●●さんの娘さんの家だとか。
事務局	そうなりますね。
10番委員	そして●●●●の横が●●さんの所になります。今回その●●さんから相談を受けたという経緯です。水関係については、現状畑なので問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。森田さん、何かございますか？
森田推進委員	いえ、特にございません。
事務局	改めて図面で説明を致します。(図面で説明)
議長	簡単に言えば使い勝手が良いようにもう一度やり直すということです。何かございますか？よろしければ採決を取ります。1番に賛成の方。(全員挙手)
	続いて76号に移っていきたくと思います。農地法4条の規定による転用許可申請について説明をお願いします。
事務局	<p>はい、それでは議案説明資料は5ページ、位置図は6ページ、本日配布の資料は6ページをご覧ください。</p> <p>1番について説明します。土地の所在は、大字●●●字●●●乙●●●●番●でございます。登記地目、現況地目は、畑となっております。登記面積は、22平米です。</p> <p>申請人は、●●●区の●●●●さんで、64歳の方です。転用目的は倉庫で、施設の概要は倉庫の一部 7.8 平米、通路その他 14.20 平米となっています。農地区分が、2種農地となっています。</p> <p>周囲の状況は、東は田、西は道路、南は畑、北は宅地となっています。関係機関との協議書はありで、条件はありません。現地は、すでに倉庫が建っており、始末書が添付されています。</p> <p>1番の説明は、以上となります。</p>
議長	始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	馬場委員、説明をお願いします。
4番委員	<p>はい、現地は国道●●●線を●●方面に向けて進んで●●●●の集落に入りまして、●●●●橋という橋がございますが、その橋に入るカーブを右折しまして、橋を渡って進んだ突き当りを左折しまして、100メートル進んだ東側に申請地がございます。その約30メートル先が●●●●になります。</p> <p>周囲の状況は事務局の説明通りでありまして、始末書にもあったようにこの度物置用の倉庫を建てられるにあたって、この場所に畑があったという認識がなく、登記を行う段階で初め</p>

	<p>てここが農地であることが分かったという次第です。</p> <p>本件につきまして、地元の区長さんや生産組合長さんと協議を致しましたが、部落としては特段問題ないということで確認が取れたところでございます。</p>
議長	ありがとうございます。野中さん、何かございますか？
野中推進委員	特にございません。
議長	ちょっと勇み足という形でございまして、ずっと前から建っていましたよね？
8番委員	そうですね、元から畑として利用されていたような感じではなかったです。
議長	<p>そうですね、何かございますか？よろしければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成)ありがとうございます。</p> <p>2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは2番の説明に移ります。議案説明資料は同じく5ページ、位置図は7ページ、本日配布の資料も7ページをご覧ください。2番について説明します。</p> <p>土地の所在は、大字●●字●●乙●●●番●●でございます。登記地目、現況地目は共に畑となっています。登記面積は、71平米です。</p> <p>申請人は、●●区の●●●さんで56歳の方です。転用目的は、住宅及び車庫で、施設の概要は居宅20.26平米、2台分の車庫1棟9.40平米、通路・その他41.52平米となっています。</p> <p>農地区分は2種農地で、周囲の状況は東は宅地、西は畑、南は宅地、北は鉄道用地となっています。関係機関との協議書はありで、条件はありません。現地につきましてはすでに建物が建っており、始末書が添付されています。</p> <p>2番の説明は、以上となります。</p>
議長	始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	下村委員、説明をお願いします。
1番委員	<p>ここにつきましては、建設の時に家がかかっていることが分かって、業者さんにその分の分筆をお願いしていたのですが、それが出来てなかったということです。それで今度残っている土地を全部駐車場にしようと思っているとのことで相談を受けました。</p> <p>詳細については、木原委員に説明をお願いしたいです。</p>
木原推進委員	<p>この家の裏の分筆されていなかったところが●●さん所有の樹園地です。元々ここに住んでおられたお父さんの代かお祖父さんの代からここに家が建っていたため、本人は知らなかったというのは本当だと思います。</p> <p>今回そういうことが分かって、法務局と農業委員会の方で指導を致してもらっていますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	手前の方は最近建てられたのですかね？
木原推進委員	いえ、もともとありました。
事務局	母屋は内装のリフォーム、車庫は建て替えをされております。
木原推進委員	もともと母屋と車庫が棟続きであったのですが、分離して車庫は独自になってここに作られました。
議長	それで気づいたわけですね。
木原推進委員	そういうことです。
議長	<p>わかりました、何か皆様方からございますか？なければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成)それでは、次の議案に移っていきたく思います。議案77号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、説明をお願いします。</p>
事務局	それでは、議案第77号について説明します。1番について説明します。議案説明資料は6ページ、位置図は8ページから10ページをご覧ください。

	<p>土地の所在は、大字●●字●●丙●●●●番●●ほか8筆でございます。登記地目、現況地目は、1段目から4段目までの字●●の4筆は、ともに畑となっています。5段目から6段目までの字●●●●の2筆は、ともに田となっています。7段目から8段目までの字●●丙●●●●番と丙●●●●番●●の2筆は、登記地目が田、現況地目が樹園地となっています。9段目の字●●丙●●●●番●●は、登記地目、現況地目ともに畑となっています。</p> <p>登記面積は、9筆合計で8,009平米です。</p> <p>譲受人は、●●●区の●●●さん 35歳の方です。譲受理由は経営規模の拡大で、譲渡理由は農業の廃止となっています。譲受人の通作距離は、500メートル程度となっています。</p> <p>農地法第3条の現地確認調書には、中牟田農業委員と中島徳明農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名がっています。</p> <p>1番の説明は以上です。</p>
事務局	すみません、訂正があります。譲受人はお父さんの●●●●さん、65歳の方になります。
議長	中牟田委員、説明をお願いします。
2番委員	<p>中島推進委員と2人で現地確認しました。●●さんは●●の方で、廃業されて佐賀の方におられるのですが、その自宅の上の方がみかん園になります。きれいなみかん畑で、丁度行ったときにみかん消毒がされていて、自分が親戚になられまして、引き継いで自分たちがするという話を受けました。それが上の4筆になります。</p> <p>下の方の●●●●の田んぼを見に行くそうですね、場所的にもいいところですし、そこも一緒に引き受けされるということでした。</p> <p>廃業される●●さんも安心されたと思いますし、●●さんも拡大をしていくということです。ここはあっせんにかかけようと協議をしたのですが、親戚同士で価格的な面も自分たちで話し合うとのことだったため、あっせんにはかけないことになりました。</p> <p>双方の話合いがうまくいったなと思います。跡取りが出来て良かったと思い対応した次第でございます。</p>
議長	ありがとうございました。中島委員、補足等ございますか？
中島推進委員	特にございません。
議長	皆様から何かございますか？
11番委員	はい、2点質問します。まず1点目は、耕作面積 14 町のうち内容はどのようなものかという点についてお尋ねします。
議長	さっき言われたように、ここからここがみかん園だとか、そういうことをお聞きされているのですね。どうですか？
2番委員	そのままそっくり●●さんが引継ぐということで、以前から話し合いをされておりました。佐賀に自分は引っ越しをなさるので。さっき言ったようにみかん園も田んぼもきれいな状況でありました。
議長	●●さんが以前から作られていたのですか？
事務局	そうです。それを解約して、購入という形です。
議長	今聞かれているのは、内容についてですね。上から4つ、●●の畑はみかん園ですか？中島さん、どうですか？
中島推進委員	みかん園は、樹園地となっている2つです。
議長	登記は田となっていますが。
事務局	現況は樹園地となっていますので、そこがみかんです。
2番委員	●●と書いてあるところは畑かと思います。
議長	うちが間違えているのですかね？●●●●の2筆については田ですかね？
事務局	はい、そこは田です。
議長	一番下の畑は色々作られているという理解でよろしいですか？
2番委員	位置図 8 ページをご覧ください。●●●の上に●●さんと書いてありますよね？そこが自

	宅です。その上にあるのが果樹園です。
議長	分かりました。樹園地とされているのがみかん園、畑とされているのが色々作られており、田は田として利用、という理解で中島さんよろしいですよね？
中島推進委員	はい、そうです。
2 番委員	分かりました。そしたら 2 つ目です、現況地目樹園地の所は、登記地目が田なのですが合わせる必要はないのですか？
事務局	登記簿上でも田のままです。
議長	ここは登記の必要があるのではないですか？事務局の方でその辺の確認をお願いします。 ここを受けられる方は無償でお受けになったのですか？
事務局	無償ではないです。圃場整備してあるところは反当 50 万円となっています。他の所はそれにつけてということになりますが、やはり圃場整備してある場所は無料ではいけないのではとの事だったので。 あっせんだと金額があまりにも上がることになってしまい、●●さんは本当は無料でも譲りたいけれどもそういうわけにもいかないので今回 3 条の方に変えられたという経緯があります。
議長	分かりました。今回廃業をしたいとのことで、親戚関係でもあったのでお引き受けをなさったということです。 代金的に田んぼの反当 50 万円、それは全体的な金額で、という理解をしたいと思いますが何かございますか？
2 番委員	これは私からの意見ですが、今回現場を確認して、新たに作られる方ともお話をしたのですが、自分が良かったなと思ったのは、もしこの作り手がいなかったら、また耕作放棄地が増えるのだろうなということ逆を逆に考えました、やっぱり金額よりも受ける人がいるから良かったなと、ましてそういった親戚同士ですし。もちろん金額も大事ですが、後継者が出来た、そこを受けてくれる人が見つかったというのは評価すべきではないかと私は思います。 素直にそこは行くべきかと。おまけに親戚同士ですし、●●さんもほっとされたことでしょうし、受ける人もよし頑張るぞという気持ちで臨めるでしょうし、ああ良かったなと個人的には感じました。
議長	分かりました。農業委員会として真摯に受け止めて、採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。 2 番の説明をお願いします。
事務局	それでは 2 番の説明に移ります。位置図は 11 ページをご覧ください。土地の所在は、●●字●●甲●●●●番と字●●丙●●●●番●の 2 筆でございます。 登記地目、現況地目は、ともに畑となっています。登記面積は、●●甲●●●●番が 81 平米、●●丙●●●●番●が 711 平米、2 筆合計で 792 平米となっています。 譲受人は、●●●●区の●●●●さん 65 歳の方です。譲受理由は経営規模の拡大で、譲渡理由は農業の廃止となっています。譲受人の通作距離は、約 2 キロメートルとなっています。 農地法第 3 条の現地確認調書には、字●●は●●になりますので大町農業委員と小池安則農地利用最適化推進委員で、字●●は、●●になりますので、中牟田農業委員と中島徳明農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名があつています。 2 番の説明は以上です。
議長	●●さんは、農業をやられているのですか？
10 番委員	お父さんが農業をやられており、自分は農業をせず自分の子が●●●で農業をやられています。
8 番委員	カーポートだったり内装業をやられていまして、近くに●●の奥さんの実家がありまして、

	そこを資材置き場にされていたのですが、そこが狭くなり、この●●に●●さん宅の家があったのですが去年に壊されて少しばかり資材置場を、●●の方に持ってこられるので、近くに土地があったので、そこを購入するからとのことでした。
議長	ちょっと待ってください。資料では経営規模の拡大となっておりますが？
8 番委員	●●の方は家があったのですけれども、崩してそこに資材置場を作るとのことです。
議長	いえ、●●●●と●●●●－●を議案にかけてますよね？資料のとおり行くと、●●さんが農業廃止、●●さんが経営規模の拡大とするのが妥当かと。 しかし大町委員の説明からすると、資材置場にするという話なので止めた次第です。
8 番委員	この●●の畑は、畑ではないと思いますが。家の建っていた跡地です。
議長	そうなのですか？小池さん、現況はそうなっているのですか？
小池推進委員	そうです。
8 番委員	去年に崩してあります。
議長	そしたら位置図の印が付いているところは畑ではないのですか？
8 番委員	畑ではなかったです。
事務局	ここは畑で、野菜を作るといってお聞きしており、もう片方の狭い方に柿を植えるということで申請を受けております。
議長	●●●●－●の方は野菜を作るといっていいのですよね、中牟田さん？
2 番委員	はい、ここは野菜を作ると聞いております。
議長	そしたら●●●●の大町さんの方は？
8 番委員	去年まで家が建っており、そこを崩して資材置場と聞いております。
議長	となると許可ができません、転用になるので。 大町さん、オッケーを出しておられますがこの場合は●●さんに転用申請が必要との指導をしなければなりません。 すみません、中牟田委員さんの方はよろしいですが、とりあえず案としては●●さんと●●●●さんの間で経営規模の拡大と農業廃止ということで出ていますので、こっちは整理の必要があります。 今言ったように、現地調査自体で家が建っていたという話なので資材置場にするとなると転用許可申請の必要があるため、●●●●を含めて事務局と確認して来月の総会にかけようと思います。大町委員、すみませんがよろしくお願いします。●●さんの方にも確認をお願いします。ちなみに売買はいくらですか？
事務局	ここは、本当は無料で譲りたいぐらいなので、一応 2 万円だと聞いております。
議長	それもダメですね。金額的にも我々で指導が必要ですね。事務局にもお願いしておきますので、その辺整理をしておいてください、保留とします。 最後の 78 号に移ります。
事務局	それでは議案第 78 号について説明します。 議案説明資料は、7 ページから 11 ページまでとなります。資料の訂正をお願いします。議案説明資料 7 ページの 3 番をご覧ください。設定する利用権の契約期間が記載では平成 30 年 7 月 25 日から令和 5 年 7 月 24 日となっておりますが、これを訂正で令和 5 年 7 月 25 日から令和 10 年の 7 月 24 日までという形に訂正をお願いします。
議長	6 番の●●●●さんは、亡くなっておられるかと思いますが。これはどなたが持ってこられましたか？木原さん、そうですね？
木原推進委員	はい、そうです。名義が変わっていないのでしょうか。
事務局	すみません、●●●●さんのままサインをしていただいていたのですが、詳しくは把握をしておりません。
議長	ここについては確認をお願いします。継続は継続ということでよいので。 それから三原さん、10 番、11 番の●●●●さんも亡くなられてますよね？
9 番委員	はい、亡くなられてます。

議長	事務局はこの辺確認しながらやるようにしてください。 公社から来たのですか？
事務局	いえ、この分は個人からです。
議長	借受される方が来られたのですか？
事務局	そうです、●●●●さんが来られました。 ここは●●●●さんになりますね、すみません。
議長	常々言っているように、まっすぐ来られるときは推進委員さん、農業委員さんに確認をしつかりとるようにしてください。
事務局	申請者は●●さんで、申出人に訂正が必要だったのを見落としておりました、すみません。きちんと相続届も付けていらっしゃるのだからこのミスです。
議長	注意しておくよう、お願いします。
	はい。議案書の方十分確認して調整したいと思います、すみません。よろしく申し上げます。 それでは説明を続けたいと思います。9 ページをご覧ください。18 番は、あっせんによる所有権移転です。今総会後に、所有権が佐賀県農業公社から買い手に移ることとなります。その時期は、7 月 11 日の予定です。 その下の 19 番から 21 番までの 3 件ですが、これはあっせんによる所有権移転で、今総会後に所有権が売り手から県農業公社に移ることになります。 その時期も同じく 7 月 11 日の予定です。 10 ページから 11 ページをご覧ください。22 番から 26 番までの 5 件は、農地中間管理機構と貸借となる案件です。契約期間は、10 年が 1 件、5 年が 3 件、4 年 10 ヶ月が 1 件となっています。貸借料については、すべて現金となっています。 7 ページから 9 ページをご覧ください。 1 番から 17 番までの 17 件は、利用権が設定される案件です。17 件のうち、新規が 7 件、更新が 10 件となっています。また、17 件すべてが、賃貸借権の設定となっています。賃貸借権の設定 17 件のうち、現金扱いが 9 件、物納扱いが 8 件です。 契約期間については、17 件のうち、10 年が 4 件、9 年が 1 件、5 年が 8 件、3 年が 3 件、2 年が 1 件となっています。 議案第 78 号についての説明は、以上となります。
議長	高齢者の方となると、事務局もよく確認をしながら手続きしていただきたいと思います。何かございますか？
4 番委員	17 番は私の親戚となりますので、退席します。(4 番委員退席)
議長	はい。 他に何かございますか？よろしければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。 報告・議案についての審議は以上です。
	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。 令和5年 8 月 2 日 鹿島市農業委員会 会 長 (印) 9 番委員 (印) 10 番委員 (印) 事務局長 (印)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和5年8月2日
鹿島市農業委員会

会 長 ⑩

9 番委員 ⑩

10 番委員 ⑩

事務局長 ⑩